

# 千代田区における受注機会増大のための共同企業体に対する 建設工事の発注取扱要綱

(昭和56年10月19日 千総経発第 773号)  
一部改正(平成12年7月11日 千総経発第 473号)  
一部改正(平成13年11月28日 千総経発第 222号)  
一部改正(平成15年10月27日 千総経発第 231号)

## (目的)

第1条 この要綱は、建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)に対する千代田区(以下「区」という。)の大規模建設工事の発注に関する必要事項を定めることにより、中小企業者の受注機会の増大と能力の向上を図ることを目的とする。

## (対象工事)

第2条 区が共同企業体に発注する大規模建設工事とは、予定価格が土木工事にあつては1億5千万円以上、建築工事にあつては3億円以上、設備工事及びその他工事にあつては1億円以上のものとする。

ただし、区長が特に必要があると認める工事は、対象から除外することができる。

## (構成員の選定等)

第3条 共同企業体の数は、1件の工事につき、おおむね8以上とし、その構成員及び数は、競争入札参加有資格者の中から、千代田区指名業者選定委員会が選定し、及び決定する。

2 選定された有資格者に選定通知書を交付するものとする。

## (共同企業体の結成方法等)

第4条 共同企業体は業者間における任意結成とし、結成条件等は別表のとおりとする。

( 資格審査 )

第 5 条 共同企業体の資格審査は、指定期日(選定通知書を交付した日から起算して 5 日目)までに、各共同企業体から協定書及び委任状を添付した入札参加資格審査申請書を提出させて行うものとする。

2 資格審査は前項の申請書、協定書及び委任状について行い、構成員のうちの資格最上位の業者と同一の資格を与えるものとする。

( 指名、発注 )

第 6 条 資格審査の結果、半数以上の共同企業体が有資格者となった場合は、当該共同企業体を指名することとし、直ちに発注を行う。

2 資格審査の結果、有資格者が半数に満たない場合は、当該工事に対して指名するのに必要な共同企業体数から有資格者となった共同企業体数を差し引いた数の共同企業体を結成させるために必要な有資格者を新たに選定し、第 3 条及び第 4 条の手続きを経たうえで、前項による指名、発注を行うこととする。この場合において、新たに選定する有資格者は、原則として、当初の選定通知書に選定された者以外の者とする。

( 契約保証金 )

第 7 条 構成員のうちに、契約保証金を免除できる者がある場合は、これを免除する。

( 委任 )

第 8 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

別表

1. 土木工事・設備工事・その他工事

予 定 価 格	共同企業体	結 成 条 件
1億5千万円以上 15億円未満 設備工事・その他工事 の場合 1億円以上 15億円未満	2者JV	構成員については、原則として2者ともに区内業者とする。 構成員の出資割合は、代表者については50%を、第2順位については、30%を下回らないようにする。
15億円以上	3者JV	3者のうち第2順位及び第3順位の構成員については、原則として区内業者とする。 構成員の出資割合は、代表者については50%を、第3順位については、15%を下回らないようにする。

2. 建築工事

予 定 価 格	共同企業体	結 成 条 件
3億円以上30億円未満	2者JV	構成員については、原則として2者ともに区内業者とする。 構成員の出資割合は、代表者については50%を、第2順位については、30%を下回らないようにする。
30億円以上	3者JV	3者のうち第2順位及び第3順位の構成員については、原則として区内業者とする。 構成員の出資割合は、代表者については50%を、第3順位については、15%を下回らないようにする。

注1 区内業者の構成員の数が少数で、共同企業体の結成がおおむね8者を下回ると見込まれる場合は、区外業者も構成員となることができるものとする。

2 発注工事について、技術力及び類似工事の実績を有する等の条件が必要な場合で、当該条件を満たす区内業者の構成員の数が少数と見込まれる場合は、区外業者も構成員となることができるものとする。

3 予定価格が土木工事・設備工事・その他工事にあつては15億円以上、建築工事にあつては30億円以上の特に大規模な工事の第1順位については、原則として区内業者とする。